

○駒ヶ根市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例

平成16年3月24日条例第2号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、公の施設の管理を行わせる指定管理者の指定の手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

(候補者の公募)

第2条 市長又は教育委員会（以下「市長等」という。）は、指定管理者を指定しようとするときは、次に掲げる事項を明示して指定管理者の候補者を公募するものとする。

- (1) 公の施設の名称、設置の目的、規模その他施設の概要
- (2) 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
- (3) 利用料金に関する事項
- (4) 指定管理者が管理する期間（以下「指定期間」という。）
- (5) 申請することができる資格
- (6) 申請の受付期間
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長等が必要と認める事項

(指定の申請)

第3条 指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体（以下「団体」という。）は、申請書に規則で定める書類を添えて、申請の受付期間内に市長等に提出しなければならない。

(候補者の選定基準)

第4条 市長等は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる基準により総合的に審査し、公の施設の設置の目的を最も効果的に達成することができるかと認める団体を指定管理者の候補者として選定しなければならない。

- (1) 利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。
- (2) 公の施設の適切な維持管理及び管理に要する経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 公の施設の管理を安定して行う人的、物的その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みであること。

(公募によらない指定管理者の候補者の選定等)

第5条 市長等は、第2条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、指定管理者の候補者を選定することができる。指定期間が満了した後再指定しようとする場合においても、同様とする。

- (1) 前条各号に掲げる基準を満たす団体であって、当該公の施設の性格、事業の内容、規模等により、その管理を行わせることにより設置の目的を最も効果的かつ効率的に達成することができるかと認められるものがあるとき。
- (2) 当該施設の性格、事業の内容、規模等により、公募することが適しないと認められ、かつ、前号の規定に該当するとき。
- (3) 公募に対し指定の申請がなく、かつ、第1号の規定に該当するとき。
- (4) 前条の規定により選定された候補者（以下この号において「被選定候補者」という。）を指定することが不可能となり、又は著しく不相当と認められる事情が生じたため、申請者（被選定候補者を除く。）の中から再度同条の規定により候補者を選定するとき。

(指定管理者の指定等)

第6条 市長等は、第4条及び前条の規定により選定した指定管理者の候補者について議会の議決を経たときは、当該候補者を指定管理者に指定する。

2 市長等は、前項の規定により指定管理者を指定したときは、速やかにその旨を告示するとともに

に、当該指定管理者に対しその旨を通知しなければならない。

(管理の基準等)

第7条 指定管理者は、当該管理に係る公の施設の設置及び管理に関して定める条例、規則その他法令等に規定する管理の基準及び業務の範囲に従い、当該公の施設を管理しなければならない。

(協定の締結)

第8条 第6条の規定により指定管理者の指定を受けた団体は、市長等と施設の管理に関する次に掲げる事項について協定を締結しなければならない。

- (1) 管理業務及び管理基準に関する事項
- (2) 指定期間
- (3) 利用料金に関する事項
- (4) 市が支払うべき管理に係る費用に関する事項
- (5) 管理業務報告書の作成及び提出に関する事項
- (6) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- (7) 管理にあたって保有する個人情報の保護に関する事項
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長等が必要と認める事項

(区分経理)

第9条 指定管理者は、施設の管理の業務に係る経理とその他の業務に係る経理とを区分して整理しなければならない。

(申請内容の変更等)

第10条 指定管理者は、第3条の規定により提出した申請書若しくはその添付書類の内容について変更しようとするとき、又は指定を辞退しようとするときは、あらかじめ、市長等の承認を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

2 指定管理者は、前項ただし書に規定する軽微な変更をしたときは、市長等にその旨を届け出なければならない。

3 市長等は、第1項に規定する承認をしたときは、速やかにその旨を告示しなければならない。

(管理状況の聴取等)

第11条 市長等は、公の施設の管理の適正を期するため、必要に応じ指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関し報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(管理業務報告書の作成及び提出)

第12条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内(次条第1項の規定により指定を取り消されたときは、その日から30日以内)に、その管理する公の施設に関する次に掲げる事項を記載した管理業務報告書を作成し、市長等に提出しなければならない。

- (1) 管理業務の実施状況及び施設の利用状況
- (2) 利用料金の収入実績
- (3) 管理経費の収支状況
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長等が必要と認める事項

(指定の取消し等)

第13条 市長等は、指定管理者が第11条の指示に従わないとき、その他指定管理者の責に帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるとき、又は第10条の規定により指定の辞退を承認したときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理に係る業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。この場合において、指定管理者に損害が生じて、市長等は、その責を負わない。

2 前項の規定により、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理に係る業務の全部又

は一部の停止を命じたときは、速やかにその旨を告示しなければならない。

(原状回復義務)

第14条 指定管理者又は指定管理者であった者は、その指定の期間が満了したとき、又は前条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理をしなくなった公の施設の当該施設又は設備を速やかに原状に復さなければならない。ただし、市長等の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償義務)

第15条 指定管理者は、故意又は過失によりその管理する公の施設の当該施設又は設備を破損し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長等が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(個人情報の保護義務)

第16条 指定管理者又はその管理する公の施設の業務に従事している者(以下この条において「従事者」という。)は、駒ヶ根市個人情報保護条例(平成11年条例第26号)第11条の受託者の責務を遵守し、個人情報が適切に保護されるよう配慮するとともに、当該公の施設の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。

(指定管理者の候補者の選定の手続の特例)

第17条 市長等は、第13条の規定により指定管理者の指定を取り消した場合において、当該指定管理者の管理していた公の施設について直ちに新たな指定管理者を指定しなければ著しく公益が損なわれるおそれがあると認めるときは、第3条及び第4条に規定する手続を経ずに指定管理者の候補者を選定することができる。この場合において、第6条第1項の規定の適用については、同項中「第4条及び前条」とあるのは、「第17条」とする。

(市長等による管理)

第18条 市長等は、第13条の規定により指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定管理者が天災その他の事由により管理の業務の全部又は一部を行うことが困難となった場合において必要があると認めるときは、他の条例の規定にかかわらず、管理の業務の全部又は一部を自ら行うことができるものとする。

2 市長等は、前項の規定により管理の業務を行うこととし、又は同項の規定により行っている管理の業務を行わないこととするときは、あらかじめ、その旨を告示しなければならない。

(委任)

第19条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長等が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年条例第25号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行期日前になされた公の施設の指定管理者の指定手続は、この条例による改正後の駒ヶ根市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の規定により行われたものとみなす。